

札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱

〔平成 24 年 4 月 1 日〕
〔保健福祉局長決裁〕

最近改正 令和 6 年 6 月 11 日

1 目的

この要綱は、札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 55 号）、札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 56 号）、札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 67 号）、札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 68 号）、札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 8 号）、札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年条例第 9 号）及び札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）並びに札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和 6 年 3 月 28 日保健福祉局長決裁）及び札幌市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成 29 年 5 月 10 日保健福祉局長決裁）に基づく札幌市への報告について必要な事項を定めることにより、介護サービス提供中等に発生した事故について速やかに札幌市に報告が行われ、再発防止に資することを目的とする。

2 報告を求める事故等

(1) 利用者処遇に関するもの

- ア 死亡事故（病気によるものを除く。）
- イ 虐待
- ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関（施設の勤務医、配置医を含む）に受診したもの）
- オ 誤飲・異食・誤嚥、誤薬
- カ 医療処置関連（チューブ抜去等）
- キ 不法行為

ク 無断外出（見つかった場合）

ケ その他（送迎中の事故等）

(2) 施設・事業所及び役職員に関するもの

ア 不適切な会計処理

イ 不法行為等

(3) その他

ア 事件報道が行われた場合

イ その他必要と認められる場合

3 報告対象施設・事業所等

報告対象となる施設・事業所等（以下「施設等」という。）は、札幌市内に所在する次に掲げるものとする。

(1) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所

(2) 指定訪問介護相当型サービス事業所及び指定通所型サービス事業所

(3) 介護予防ケアマネジメントの委託を受けた地域包括支援センター

4 報告事項等

(1) 報告

ア 施設等は、2に定める事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、札幌市に対して、事故発生後遅くとも5日以内を目安に報告を行うものとする。ただし、(2)の報告事項の全てについて、事故発生後5日以内を目安に報告できない場合は、少なくとも(2)アからカまでの事項について可能な限り記載した第1報を報告し、その他の事項については、内容確定後速やかに報告するものとする。

イ 施設等は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うものとする。

ウ 報告は、原則として、スマート申請（オンライン申請）にて行うものとする。

エ 市長は、施設等に対し、必要に応じて、施設内（事業所内）事故報告書、介護記録等の提出を求めることができる。

(2) 報告事項

施設等は、次に掲げる事項について、札幌市に報告を行うものとする。

- ア 事故状況
- イ 事業所の概要
- ウ 対象者
- エ 事故の概要
- オ 事故発生時の対応
- カ 事故発生後の状況
- キ 事故の原因分析
- ク 再発防止策
- ケ その他特記すべき事項

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 11 日）

この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。